

	「空き家所有者向け活用セミナー・相談会」を初開催 ～ 空き家の適正管理・有効活用を考える～ 事前のお知らせ
と き	3月23日(水) 午前10時～正午 (午前9時30分開場)
と ころ	練馬区役所 本庁舎20階 交流会場 (豊玉北6-12-1)
<p>練馬区は23日、区内に空き家を所有している方を対象に、空き家対策に関する法律のセミナーと、空き家の売買・賃貸・相続登記などの専門家による相談会を、区役所(豊玉北6丁目)で初開催します。</p> <p>相続や転勤など何らかの理由によって空き家の所有者となった場合、防災、景観、衛生等の観点から管理不全な状態としないためには、適切に管理することや、流通・活用させることが必要です。</p> <p>当日は、空家等対策の推進に関する特別措置法や、区の空き家対策の取り組みについて説明します。また、空き家所有者から、空き家の売買、賃貸、改修や、相続登記等の相談を受け付け、各専門家ブースで個別相談に応じます。</p> <p>区は、平成28年度中に空き家・ごみ屋敷等の対策に関する事項や、適正管理を促す措置等について定める「空き家等対策計画」を策定するとともに、条例を制定します。</p>	

【空き家所有者向けセミナー】

日時：3月23日(水) 午前10時～正午(午前9時30分開場)

場所：練馬区役所 本庁舎20階交流会場(豊玉北6-12-1)

定員：50名(参加費無料、先着順)

対象：区内に空き家を所有している方

内容：空家等対策の推進に関する特別措置法に関する説明会の後、空き家の売買、賃貸、改修、相続等の専門家による相談会を実施します。